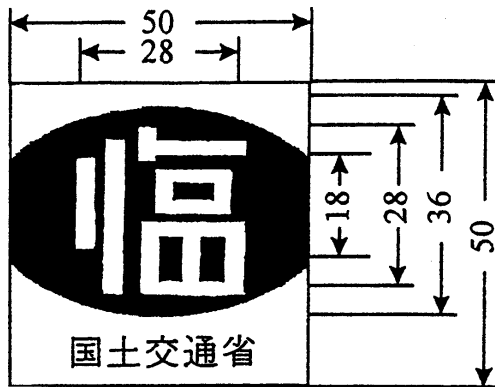


第十一号様式(臨時検査合格標章)(第四十五条関係)

(その1)

(表)



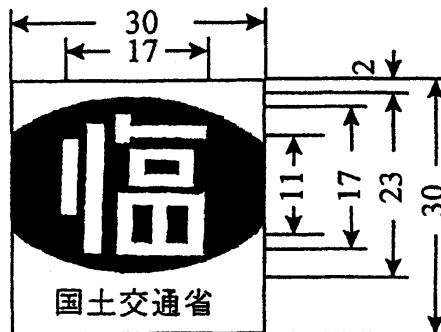
(裏)

注意事項

- 1 臨時検査合格標章は、前面ガラスの内側の運転者の視野を妨げない位置に確実にはりつけて下さい。
- 2 臨時検査合格標章は、ぬらしたり、よごしたりしないように注意して下さい。

車体番号 _____

(その二)



注(1) 自動車の前面ガラスにはりつけるものにあつては図(その一)、車両番号標にはりつけるものにあつては図(その二)の例によること。

(2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。